

令和7年度 事業計画

自. 令和7年 4月 1日

至. 令和8年 3月31日

一般社団法人香川県自動車整備振興会

総 論

令和6年の世界の経済状況は、長引くロシアによるウクライナへの軍事侵攻や中東地域の紛争、金融引き締め等の影響を受けながらも景気は堅調に推移しています。中国においては、新型コロナウイルスの感染拡大により長期間に渡るゼロコロナ政策の継続に伴う経済活動の停滞により、多くの地域や産業に影響を及ぼして不動産市場が低迷するなど経済成長が弱まっています。それに加えて、米中対立やウクライナ情勢や中東情勢など紛争が長期化することによる世界貿易と国際協調の阻害が世界経済への悪影響となることが懸念されています。

このような国家間対立が激化する中で、地政学的な目的のために経済を手段として使うことや国内志向の政策では気候変動対策などの世界的な規模の課題解決は困難となることから多国間協調ができる体制の確立が重要となっています。

国内経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の危機的な状況から脱したあと、企業収益が過去最高を更新し設備投資も大幅に増加したことから製造業を中心に堅調に推移しており、個人消費とインバウンドに支えられ緩やかな回復傾向を維持しています。しかしながら、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇に追いついていないことから個人消費に陰りが出ています。このため景気回復に一服感が見られるようになり、景気の持ち直しを実感できない状況となってきました。そこで政府は、デフレからの脱却を図り、成長型の経済を実現させるため、令和6年6月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針「賃上げと投資が牽引する成長型経済の実現」に基づき、安定的な物価上昇の下で賃上げに支えられた消費の増大と企業の投資拡大が持続的な経済成長への好循環をもたらす、成長型の新たな経済ステージへと移行させていくことが示されました。

国内の景気は、賃金の上昇率の高まりなどを背景に個人消費の緩やかな増加が見込まれ、企業では人手不足対応やデジタル関連などの設備投資の増加傾向が続くことで潜在成長率を上回る成長が見込まれているところです。

自動車については、CASEと呼ばれる領域で急速な技術革新が進んでおり、地球温暖化を抑えるため脱炭素や環境に配慮した電動車、少子高齢化社会における交通手段の確保や交通事故の削減を図るため、安全運転を支援するシステムや限定した環境下において自動運転を行うシステムが車両に搭載され、最新の電子部品や装置が採用されており、自動車の検査や点検・整備の際にも、OBD検査やOBD点検など自動車の電子化への対応が重要となってきています。

加えて、継続検査ワンストップサービス（OSS）の更なる利用促進につながる自動車検査証の電子化が導入され、自動車本体のみならず、自動車の検査・登録や点検・整備制度などについても急速なデジタル対応が進められています。

このような整備業界を取り巻く環境下にあって、自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、一層厳しさが増している少子高齢化の影響で後継者難や若年労働者の採用難への対応も同時に求められ、整備業界は引き続き厳しい状況となっています。

令和7年度事業においては、急激に進む自動車の新技術への対応、継続検査OSSの利用促進、特定整備、OBD検査、自動車検査証の電子化などの新たな制度への対応等に加え、整備士の人材不足や後継者難への対応を、健全な経営の徹底を図りつつ取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施します。

（１）業界振興・活性化対策

「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備事業者の取り組みを引き続き推進することとし、自社の経営状況を簡易に自己診断できる「経営自己診断システム」を活用した適正なレバーレートの設定等、その必要性を周知して健全な経営の実践を推進して行きます。

また、会員事業者の皆様の支援に繋がる各種の優遇・補助制度等の周知に努めます。

加えて、整備事業の実態を把握するため、「自動車特定整備業の実態調査」及び自動車整備業の経営状況や給与実態調査を実施し、結果を公表します。

整備士確保対策については、職場体験の実施推進等による自動車整備の仕事のPR活動、二種養成施設のPR活動に加え、引き続き中高生をターゲットに自動車整備士のPRをする等、四国運輸局及び「香川県自動車整備人材確保・育成連絡会」と連携を図りつつ、自動車整備に携わる人材の確保・育成対策を進めます。

（２）業界健全化対策

整備料金の適正化を推進するため、日整連が作成する令和７年版「標準作業点数表」を活用するとともに、厳正かつ公正な事業運営の徹底を図るため、「完成検査実施マニュアル」の普及・促進を行い、事業場管理責任者等のための「指定整備事業適正運営のためのマニュアル」の活用を引き続き推進します。

不正改造防止対策については、「不正改造車排除マニュアル」を活用して、不正改造車の排除の徹底を図っていきます。

また、令和６年から導入されたOBD検査につきましては、引き続き円滑な実施のための情報収集に努め、その周知徹底を図るとともに、平成２３年度に国土交通省から指定された「車積載車による有償運送許可に係る研修」を、引き続き実施するとともに、整備事業者の回送運行許可制度の適正な運用を推進します。

（３）法制・税制対策

例年、日整連から国土交通省はじめ関係方面に提出している税制改正等に関する要望に対する結果、措置内容等について、適宜、会員各位への情報提供に努めてまいります。

（４）行政協力・交通安全対策

国の自動車検査登録業務及び整備事業関係業務への協力に加えて、全国交通安全運動の実施について日本自動車会議所主催の「交通安全アクション」、香川運輸支局や香川県警察本部等の交通安全運動に参加して、点検・整備の必要性をPRしていきます。

（５）ICT化促進対策

継続検査OSS申請の普及促進を図るため、指定事業者に対して、引き続き電子保安基準適合証システム並びに日整連の継続検査代理申請利用申込みを推進するとともに、そのシステム活用による業務の効率化を図るなど指定工場のOSS化の推進に努めます。併せて、電子自動車検査証に係る継続検査OSS及び記録等事務代行者登録の支援を行います。

また、FAINESの有用性を理解いただきながら会員の加入増加に努めます。

加えて、引き続き放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用に努め、国の放置違反車対策に協力するなど、整備事業場におけるICTの活用促進を図ります。

（６）環境保全・省資源対策

CO₂排出削減の取り組みを推進するとともに、国の方針に基づいて新たに策定した温室効果ガス削減の数値目標の達成に向けた地球温暖化防止対策に取り組みます。

また、リサイクル・リユース部品の利用促進について、資源の有効利用とともに整備費用の低減にも繋がるものであることから、自動車ユーザーの理解を得ながら、会員工場の活用推進に努めます。

（７）自動車ユーザー対策

自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえよう、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」に参画するとともに、運輸支局主催の街頭検査に参加協力するとともに当会主催の「マイカー点検教室」の開催に努めます。

また、点検整備の必要性と保守管理意識の高揚をさらに浸透させるため、会員各位のご理解とご協力の下に、点検整備促進啓発活動事業の一環として展開している四季を通じた「オアシスのキャッシュバックキャンペーン」を積極的に展開するとともに、キャッシュバックキャンペーンのツール品として作成・配付している「無料カーチェック・シート」の普及浸透に努めてまいります。

（８）整備技術の向上対策

整備事業者の新技术修得の場である整備主任者技術研修の充実を図る

とともに、スキャンツール研修や各種技術向上研修を実施するなど、自動車の電子制御装置など新技術への対応力の向上に努めます。

(9) 自動車整備技能試験対策

自動車整備技能登録試験の実施機関として、学科試験及び実技試験の確実な実施に努めるほか、外国人技能実習評価試験の実施についても積極的な対応を図ります。

(10) 広報対策

香整振ホームページの活用により会員各位や自動車ユーザーへの情報提供に努めるとともに、当会の情報誌である「近代整備」の充実に努めてまいります。

(11) 共済福祉事業対策

事業活動総合保険「キープ the モータース保険」の加入促進等、自動車整備事業者及び従業員を対象とした各種共済福祉事業を積極的に推進し、自動車整備業の経営基盤の強化に努めてまいります。

(12) 組織運営対策

定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、諸事業の推進に努めるとともに、日整連・整商連、全標協、四整連及び四標協並びに関係団体等と連携を密にし、円滑な組織運営に努めてまいります。

(13) 商工組合事業の推進指導

自動車整備業を営む組合員の安定した経営基盤の確保が求められていることから、本年度も香商組と一体となって、「商工組合事業のあり方に関する新たな提言」の浸透や購販事業等の推進指導に努めてまいります。

(14) 各支部（各支部青年部会を含む）との連携強化

定款に定められて諸事業を推進するためには、各支部の理解・協力が不可欠であることから、各支部との連携強化に努めてまいります。

また、業界を活性化するためにも青年部会の活動が不可欠であることから、更なる青年部会活動を積極的に支援することとしています。

(15) 事務局職員の資質の向上

日整連や整商連などが主催する各種研修会等へ職員を積極的に参加させ、資質の向上に努めるとともに、業務の合理化の推進に努めてまいります。

(16) 関係機関への要望等

自動車整備業のさらなる活性化と事業運営に係る負担の軽減化を図る観点から会員各位のご意見やご要望の把握に努めるとともに、関係機関への意見具申をしてまいります。

以上、本年度の主な諸事業を列記しましたが、会員各位におかれましては、これら諸事業の円滑な実施に向け、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本年度の諸事業の詳細は、次のとおりであります。

事業項目

1. 業界振興・活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、プロによる点検・整備の必要性などを情報発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努める。また、引き続き「自動車整備業のビジョンⅡ」に沿った取組みを進める。

- (1) 「自動車整備業のビジョンⅡ」の普及推進
- (2) 点検整備入庫率向上のための取組みの推進
- (3) 社会に貢献する事業活動（こども110番の店）の積極推進
- (4) 自動車整備士人材確保並びに育成対策の推進

2. 業界健全化対策

整備業界に対する社会的信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図り、事業経営の秩序と業界の健全化に努める。

- (1) 特定整備関係への対応
- (2) 整備事業の適正化と整備料金適正化の徹底
- (3) 指定整備事業者の法令遵守の徹底
- (4) 自動車の不正改造防止対策の推進
- (5) 無償サービス等への改善適正化指導
- (6) 整備業界の実態に関する調査の実施
- (7) 消費者保護への適正な対応の推進
- (8) 車積載車による有償運送許可制度への適切な対応推進と研修会の開催
- (9) 回送運行許可制度への対応
- (10) 労働安全衛生対策

3. 法制・税制対策

整備業界に係る法制・税制等の改正動向を調査し、会員への情報提供に努め、業界の実態を踏まえた適正な運用が図られるよう要望活動を行う。

- (1) 道路運送車両法関係法令に関する要望
- (2) 税制関係法令に関する要望
- (3) 税制関係法令に関する情報提供
- (4) その他関係法令に関する対応の要望

4. 行政協力・交通安全対策

自動車関係行政の円滑な実施に協力するとともに、交通安全対策の推進等の諸施策の推進に協力する。

- (1) 自動車検査登録行政業務等に対する協力
- (2) 整備事業関係行政業務に対する協力
- (3) 支局定例街頭検査への参加協力
- (4) 事業場管理責任者（指定自動車整備事業者）研修実施への協力
- (5) 整備主任者研修実施への協力
- (6) 自動車検査員研修実施への協力
- (7) 自動車交通安全対策協議会への支援協力
- (8) 交通安全及び交通安全運動に対する協力並びに交通事故防止対策への積極的支援

5. ICT 化促進対策

進歩著しい高度情報化社会に対応するため、整備事業場の ICT（情報通信技術）活用を促進し、業界の活性化に努める。

- (1) 継続検査 OSS の利用促進
- (2) FAINES の利用促進
- (3) 放置駐車違反金滞納車情報照会システムの利用促進

6. 環境保全・省資源対策

環境保全・循環型社会の形成に向けて、地球温暖化防止対策、省資源対策等を推進する。

- (1) 整備事業場における環境対策の推進（環境に優しい自動車関係事業場の表彰制度）
- (2) リサイクル部品の普及促進
- (3) 自動車環境対策等の推進
- (4) その他環境法令への対応

7. 自動車使用者対策

自動車使用者に自動車の定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任の意識を持っていただくよう、正しい自動車知識の普及、整備事業に対する理解と信頼を得るための事業を推進する。

- (1) 整備事業者の信頼と整備需要の確保を図るため、会員事業者への支援対策事業として“点検整備促進啓発活動事業”の実施及び広報活動による積極展開
- (2) 自家用乗用車等の定期点検整備及びシーズン・イン・チェック点検、ロング・ドライブ・チェック点検並びに無料カーチェックの入庫促進の推進
- (3) オアシス車検&オアシス点検の普及促進
- (4) 自動車点検整備推進運動への参画、推進
- (5) マイカー点検教室の開催及び街頭広報等の実施
- (6) ユーザー車検等に対する後整備実施の推進
- (7) 自動車整備保証の実施促進
- (8) 自動車整備及び整備事業に関する相談体制の充実

8. 整備技術の向上対策

自動車整備士養成の質的向上に努めるとともに、自動車の技術革新に対応した整備技術の向上を図るために技術研修の充実に努める。

- (1) 自動車整備士養成講習の実施
- (2) 自動車整備士の再教育の充実並びに人材育成
- (3) 自動車整備技術者認定資格制度の普及促進
- (4) 整備主任者技術研修の実施
- (5) 各種技術向上研修の実施
- (6) 「技術情報」等、整備技術資料の有効活用の推進
- (7) スキャンツールの活用事業場認定制度の普及促進

9. 自動車整備技能登録試験対策

自動車整備技術の向上に資するため、自動車整備技能登録試験の適切な運営、充実に努める。

- (1) 自動車整備技能登録試験（学科・実技）の実施
- (2) 自動車整備技能登録試験業務監理の徹底
- (3) 自動車整備技能登録試験担当者研修会への参加
- (4) 外国人自動車整備技能実習評価試験の実施

10. 広報対策

業界内の意思疎通を図るとともに、整備業界についての理解と認識を高めるための広報活動を行う。

- (1) 会報「近代整備」の編集、発行と内容の充実
- (2) 香整振ホームページの内容充実
- (3) JASPA（日整連ニュース）等の配布
- (4) マスコミへの整備業界に関する情報の提供

11. 共済福祉事業対策

整備事業者及び整備関係者を対象とした共済福祉事業を推進し、事業経営基盤の強化を図る。

- (1) オアシス生命共済・ミニ医療保険 R への加入促進
- (2) 自動車整備業賠償共済保険の加入促進
- (3) てんけん安心見舞金制度の加入促進
- (4) 事業活動総合保険（キープ the モータース保険）の加入促進
- (5) 香商組労働保険事務組合への加入促進協力
- (6) 福祉厚生関係機関への協力

12. 組織運営対策

定款に定める諸会議の円滑な運営を主体とし、日整連・全標協及び四整連・四標協並びに関係団体等と連携のもとに円滑な組織活動の推進を図る。

- (1) 総会、理事会の開催
- (2) 三役会議（正副会長会議）の開催
- (3) 専門委員会（総務委員会・業務委員会・教育委員会・予約委員会・各特別委員会）の開催
- (4) 香商組との連携と円滑な事業運営への指導
- (5) 各支部（各支部青年部会を含む）との連携強化
- (6) 事務局機能の向上、合理化の推進
- (7) 当会会長表彰の実施
- (8) 各種被表彰候補者（日整連会長・運輸支局長・運輸局長・国土交通大臣・褒章等）の推薦等
- (9) 各種申請、届出、報告関係事務
- (10) 自動車業界関係団体との連携協調を図るため懇談会等の開催

- (11) 事務局職員研修の実施と派遣
- (12) 会員及び所轄・関係官庁の要請による事業

13. 自動車番号標交付代行及び封印委託業務の適正運営

当会は、自動車番号標交付代行者としての管理体制の強化を図り、業務の適正な運営に努める。

- (1) 自動車登録番号標の交付代行業務及び車両番号標の頒布業務の適正な事業運営
- (2) 希望番号予約センターの管理体制の充実
- (3) 自動車登録番号標の封印業務の適正な業務運営